平成19年度介護保険料の納期について

徴収方法については、年金天引き以外の方は納付書・口座振替となり、納期は平成19年6月から平成20年3月までの10期です。納期限については、原則として各月末日(ただし12月については26日)となります。各期別の納期限は下記のとおりです。

期	月	納期限	口座振替日
1 期	6月	H19. 7. 2	H19. 6.26
2 期	7月	H19. 7.31	H19. 7.26
3 期	8月	H19. 8.31	H19. 8.27
4 期	9月	H19.10. 1	H19. 9.26
5 期	10月	H19.10.31	H19.10.26

期	月	納期限	口座振替日
6 期	11 月	H19.11.30	H19.11.26
7 期	12 月	H19.12.26	H19.12.26
8 期	1 月	H20. 1.31	H20. 1.28
9 期	2 月	H20. 2.29	H20. 2.26
10 期	3 月	H20. 3.31	H20. 3.26

※納期限の日が土・日・祝日と重なる場合はその翌日となります。

★介護保険料の納入は便利な口座振替で!

- 口座振替の手続きは、最寄りの金融機関に届け出印と口座番号の分かる書類(通帳など)をご持参ください。
- 毎月26日が引き落とし日(土・日・祝日と重なる場合はその翌日)になりますので、必ず前日まで、残高確認をお願いします。

問　高齢介護課介護保険係　☎32–1111
各支所健康福祉係　三角支所　☎53–1111　不知火支所　☎33–1111
小川支所　☎43–1111　豊野支所　☎45–2111

18年度中山間地域等直接支払制度の実施状況の公表

《制度の目的》

中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止などの多面的機能を発揮しています。しかし、中山間地域では、過疎化・高齢化が進む中で自然的・経済的・社会的条件の不利性から、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによって、多面的機能の低下が心配されています。

このため、中山間地域において、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するという観点から、市でも中山間地域等直接支払制度が実施されています。その概要は下表のとおりです。

地　域	集　落 協定数	協定参 加者数	協定農用地面積 (ha)			交付金 (千円)	活動内容
			田	畑	計		
三　角	24	403	21.1	564.7	585.8	49,067	主に ・農地法面の崩壊防止のための定期的な点検 ・作業道の設置など簡易な基盤整備 ・農道・水路の定期的な清掃および簡易補修 ・景観作物の植え付け ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り ・土壌流出に配慮した営農
不知火	11	82	–	90.8	90.8	8,356	
豊　野	4	118	54	0.2	54.2	5,587	
合　計	39	603	75.1	655.7	730.8	63,010	

問　農政課農政係　☎32–1111

賢く みんなの 年金学

国民年金保険料の免除申請手続きはお早めに

平成19年度の国民年金保険料は14,100円ですが、所得が少ないなどの理由により保険料を納めることが経済的に困難な場合には、一定の基準にしたがって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。この場合、本人申請による手続きが必要となりますのでご注意ください。

■国民年金保険料の全額免除制度（一部納付）制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が全額免除または一部納付(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)となります。なお、一部納付制度は納付するべき一部保険料を納めないと、免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

▼保険料の納付と年金額の関係

	定額保険料	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
納める保険料	14,100円	0円	3,530円	7,050円	10,580円
年　金　額	全　額	2/6で計算	3/6で計算	4/6で計算	5/6で計算

※全額免除及び一部納付の期間(一部納付期間は納付した場合に限る)は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給要件としての資格期間に算入されます。
※将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、遡って保険料を納めることができます。ただし、3年度目以降は加算金が付きますので、早めの納付をお勧めします。

■対象者

1. 前年の所得(収入)が少ない人
   ※本人・配偶者・世帯主のそれぞれが退職、または所得が基準額以下であれば保険料が免除になります。
2. 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあった人
   ※失業等を理由とするときは、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などが必要となります。詳しくは、最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。
3. 障害者または寡婦であって前年所得が125万円以下の人
4. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
   ※生活保護法による生活扶助を受けている人は法定免除に該当し、本人からの届け出により保険料が全額免除になります。

保険料を未納のまま放置ということになると、将来的に老齢基礎年金を受け取ることができない場合やいざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい人は免除制度の申請をしましょう。

申・問　熊本東社会保険事務所　☎096–367–8144
市民課国保年金係　☎32–1111
各支所総合窓口課　三角支所　☎53–1111
不知火支所　☎33–1111
小川支所　☎43–1111
豊野支所　☎45–2111